

# 公益財団法人滋賀県建設技術センター下水道排水設備工事責任技術者試験 および更新講習実施にかかる運営委員会ならびに資格審査委員会設置規程

## (目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人滋賀県建設技術センター(以下、「センター」という。)下水道排水設備工事責任技術者試験および更新講習実施要綱第9条、第19条および第22条に定める試験運営委員会、更新講習運営委員会および資格審査委員会の設置ならびに運営に関する事項を定めることを目的とする。

## (委員会の設置)

第2条 委員会の事務局は、センター内に置く。

## (委員の構成、委嘱および任期)

第3条 委員会の委員は、県および市町の職員をもって構成する。

2 委員は、理事長が委嘱する。

3 委員の任期は、原則として2年とし、再任することができる。

## (委員長等の選任および職務)

第4条 委員会には、委員長1名および副委員長1名を置き、その選任は、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会の会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

## (委員会の招集)

第5条 委員会は、理事長が招集する。

## (試験運営委員会の業務等)

第6条 試験運営委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 試験実施計画の承認

(2) 試験問題の承認

(3) 試験の採点基準および合否の判定基準の承認

(4) 試験の会場および日程の承認

(5) 試験官の選出

(6) 試験の合否の判定

(7) その他試験の実施ならびに運営に必要な事項

2 試験は、試験官の監理のもとに行う。

3 試験運営委員会は、合否の判定基準に基づいて合否を決め、その結果を理事長に報告しなければならない。

## (更新講習運営委員会の業務)

第7条 更新講習運営委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 更新講習実施計画の承認

(2) 更新講習の会場および日程の承認

(3) その他更新講習の実施および運営に必要な事項

(資格審査委員会の業務等)

第8条 資格審査委員会は、理事長より送付された合格取消しおよび登録の取消し等の異議申立て書を審議し、異議の可否を決定する。

2 資格審査委員会は、異議の申立ての可否の決定について、理事長に報告する。

(委員会の委員の兼務)

第9条 試験運営委員会委員、更新講習運営委員会委員および資格審査委員会委員は、兼務することができる。

付 則

(施行期日)

この規程は、公益財団法人滋賀県建設技術センター設立の登記の日から施行する。

付 則

(施行期日)

この規程は、平成27年9月1日から施行する。